

## 各支所管内の振興に係る地域懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 吉田支所、喜入支所、松元支所、郡山支所及び桜島支所（以下「各支所」という。）管内（鹿児島市役所支所設置条例（昭和42年条例第8号）別表に規定する各支所の所管区域をいう。以下同じ。）の振興に係る地域懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (地域懇話会の名称)

第2条 各支所に設置する懇話会は、次の各号に掲げる管内に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 吉田支所管内 吉田支所管内の振興に係る地域懇話会
- (2) 喜入支所管内 喜入支所管内の振興に係る地域懇話会
- (3) 松元支所管内 松元支所管内の振興に係る地域懇話会
- (4) 郡山支所管内 郡山支所管内の振興に係る地域懇話会
- (5) 桜島支所管内 桜島支所管内の振興に係る地域懇話会

### (所掌事項)

第3条 懇話会の所掌事項は、次に掲げる事項に関し、意見を述べることとする。

- (1) 管内に係る地域活性化計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 計画に基づく事業の推進に関すること。
- (3) その他計画の達成に必要な事項に関すること。

### (組織)

第4条 懇話会は、第2条各号の懇話会において委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 管内に所在する団体等の代表者又は構成員
- (2) 管内に居住する満18歳以上の者で公募に応じたもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

3 委員の任期は、委嘱された日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 会議は、第2条各号の懇話会において第7条各号に定める総務市民課が必要に応じて招集する。

2 会議は、第2条各号の懇話会において委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により会議を招集することが困難な場合は、各委員が書面により意見を表明する方法により審議を行い、その結果をもって会議の議事に代えることができる。

4 第1項の会議について、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償金)

第6条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で市長が定める報償金を支払うことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は次の各号に掲げる懇話会に応じて、当該各号に定める総務市民課において処理する。

- (1) 吉田支所管内の振興に係る地域懇話会 吉田支所総務市民課
- (2) 喜入支所管内の振興に係る地域懇話会 喜入支所総務市民課
- (3) 松元支所管内の振興に係る地域懇話会 松元支所総務市民課
- (4) 郡山支所管内の振興に係る地域懇話会 郡山支所総務市民課
- (5) 桜島支所管内の振興に係る地域懇話会 桜島支所桜島総務市民課

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月25日から施行し、改正後の各支所管内の振興に係る地域懇話会設置要綱第4条の規定は令和6年6月1日以降に委嘱する委員から適用する。